

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年5月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更について

## その他

## 出席委員 35名

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員   | 2番 小林 六一 委員  |
| 3番 村井 善一郎 委員  | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員    | 6番 金子 良助 委員  |
| 7番 鶴巻 純一 委員   | 8番 刈屋 一夫 委員  |
| 9番 桜井 伸一 委員   | 10番 坂井 和弘 委員 |
| 11番 藤田 吉則 委員  | 12番 大橋 正臣 委員 |
| 13番 山ノ内 正 委員  | 14番 川勝 勳 委員  |
| 15番 金子 純一 委員  | 16番 大竹 一雄 委員 |
| 17番 野水 敏秋 委員  | 18番 猪本 一俊 委員 |
| 19番 安達 宰 委員   | 20番 森山 昭 委員  |
| 21番 西 光明 委員   | 22番 野崎 文夫 委員 |
| 23番 大竹 正信 委員  | 24番 小師 勉 委員  |
| 25番 五十嵐 俊雄 委員 | 26番 鶴巻 俊樹 委員 |

27番	佐藤宗司	委員	28番	安達英作	委員
29番	村山佐喜雄	委員	30番	佐々木包茂	委員
31番	長谷川清一	委員	32番	横山敏夫	委員
33番	熊倉睦	委員	34番	神子島巖	委員
35番	佐藤裕雄	委員			

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局次長	石崎亮
農地係副参事	竹石正弘
経営基盤係副参事	麦倉政勝
農地係主任	佐藤信幸

午前9時45分 開会及び開議

(午前9時45分 三條新聞社傍聴)

議長(大桃会長)

それでは、時間になりましたので定例総会を開会いたします。

ご案内のように今回新たに議会より私どものところへ学識経験者として森山昭さんと佐藤宗司さんの2名の方が選任されてございますので、ご紹介をしておきます。後ほどあいさつもいただきたいと思っております。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、出席35名、欠席なしで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名させていただきます。15番、金子委員、21番、西委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議事に入る前に議会推薦の選任委員が2名、市長から先ほど辞令交付を受けられてございます。この方々の議席番号、所属部会について私にご一任いただけるかお諮りをいたします。いかがしたらよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

ご異議なしと認め、私にご一任いただきました。

それでは、森山昭委員には議席番号20番、所属部会は第2調査部会と農政対策部会をお願い申し上げたいと思います。佐藤宗司委員さんには議席番号27番、所属部会は第1調査部会と農政対策部会をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

両名の方は、それぞれの席へご着席願いたいと思います。

これからご両名には、農業委員活動の中でいろいろとご指導、ご鞭撻をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、20番、森山委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

20番（森山 昭委員）

皆さん、おはようございます。議会選出でこのたび皆さんのご厄介になります森山でございますが、ただいま会長の力強いあいさつを聞きまして、またますますこれから三条市の農業発展のために頑張らなければだめだなと、そういったふうに意を強くしたわけでございます。これからまた皆さんと任期期間中、精いっぱい頑張るつもりでございますので、どうかひとつよろしくお願ひします。

議長（大桃会長）

続きまして、27番、佐藤委員、お願ひいたします。

27番（佐藤宗司委員）

先回、4年前、私この農業委員会で大桃会長、西会長代理のもとでいろんな勉強をさせてもらいました。また今回このように皆様と一緒に農業委員活動をできるということは、私も張り合いになりますし、皆さんとともに力を合わせながら三条市の農業のために一生懸命頑張っていきたいなと思っています。本当に先ほど会長が言われたように、農業は一番激動期になっております。そういう中で私も精いっぱい皆さんとお互いに協力しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願ひます。

事務局（石崎事務局次長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、2ページにありますように、新規設定が8件、8万9,753㎡、所有権移転が1件、8,151㎡でございます。合計では9件、9万7,904㎡であります。

議案中の31番は、下保内の農地10筆、8,151㎡を農地保有合理化事業により売買するものであります。

32番は、駒込の農地13筆、7,203㎡を新規により3年間の利用権設定するものであります。

33番は、尾崎ほかの農地5筆、1万9,564㎡を新規により10年間利用権設定

するものであります。

34番は、川通西町の農地2筆、8,311㎡を新規により10年間の利用権設定するものであります。

35番は、川通中町の農地3筆、1万7,026㎡を新規により10年間の利用権設定するものであります。

36番は、遅場の農地5筆、5,710㎡を新規により10年間の利用権設定するものであります。

37番は、荒沢の農地3筆、2,895㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

38番は、棚鱗ほかの農地13筆、2万5,143㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

39番は、遅場の農地3筆、3,901㎡を新規により10年間の利用権設定するものであります。

なお、いずれも書類確認並びに経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第2調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、5月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時55分に閉会いたしました。

また、午前11時より、議第1号の関連で、株式会社コロナアグリから概要、設置過程、経営方針等の内容の聞き取りを行いました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定8件、所有権移転1件で、合計件数9件、面積にして9万7,904㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

10番（坂井和弘委員）

昨年コロナさんが農業参入されまして、管理の仕方が悪いということで現地調査を行いました。なるほど本当に余りよくなかったので、我々もやっぱりこうやって認めるからには、新たにまた追跡調査というものも必要かと思しますので、ことしは2回ぐらい現地調査を行ったほうがいいかなと私はそう考えております。早目に注意すれば、地元と折り合いもつくだろうし、また管理のやり直しもできるわけですが、遅くなってからでは取り返しもつかないような状態になりますので、ことしは調査部会でもいいし、総会のときでもいいわけですので、2回ないし3回はやっぱり追跡調査ということでやっていただきたいと思いますが、よろしく願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

その件も第2調査部会の中で、コロナアグリからいろいろ説明がありました。去年は有機栽培ということでなれないこともありましたし、対応のおくれもあったということで、ことしは見回りもよくやり、人員のほうも専任の方を1人置き、アルバイトなどを入れて、早目早目の対応を行うという回答がありましたし、またいろいろわからないような点は、集落その他の近場の人の意見を聞きながら行っていきたいというような言葉を聞きましたので、私はその言葉を信じたいと思います。

以上です。

議長（大桃会長）

私のほうからも一言だけ言わせてもらいますけれども、今ほど調査部会長が言われたそのとおりでございますし、それから今ご指摘がありました、現地調査の話も出たのです。

それで、コロナさんのほうには、現地を見させていただきたいということで、了解もとってあります。その調査のやり方については、農政対策部会がいいのか、あるいは調査部会がいいのか、それから作況調査もありますので、2回ほど見たほうがいいのかというお話もありましたので、それらを実行していきたいと思います。

コロナさんは、去年は特定法人貸付事業という形で農業参入されたわけですが、今回はそれを解約して新たな法人を設立し、改めて利用権設定の申請を出されたわけです。

法改正により企業による新たな農業参入がしやすくなったわけですが、特に地元とは協力して仲良くやっていってもらわなければいけませんし、周辺の農地に被害が出るようでは困りますので、十分に注意して管理していただきたいと思いますとお話ししたところ、専任の従業員も置くし、周囲に被害の出ることのないようにしますという硬い決意を表されましたので、その言葉を信じる以外にありませんが、農業委員会としてはこれからいろいろと指導していかなければならないと思います。

逆に農業委員会に対して意見や要望などはありませんかと聞いてみたところ、急な話で特段ご発言はありませんでしたが、参入企業と地元とが共存共栄できるような形でや

っていつていただきたいなと思っております。

10番（坂井和弘委員）

ぜひとも昨年以上に見回って、地元といざこざのないようにしていただきたいと思えます。

議長（大桃会長）

そのほかございますか。

27番（佐藤宗司委員）

今ほど坂井委員のほうから発言のありました法人による農業参入に対しまして、私も一言申し上げたいと思います。

昨年、最初に農業に参入した際には、農業に詳しい人がちゃんといますということだったのですが、実際に始めてみればどうかといえば、草を刈らないで害虫の発生を招くだとか、地域の行事にも全く参加しないだとか相当多くの苦情があったようです。

私は、このような形で企業参入を認めれば、その地域との折り合いが悪くなるのではないかと思いますので、地元優先に考えてもらって、企業参入よりもまず地元の生産組織をお願いするのが原則ではないかと考えておりますので、今後農業委員会でもそういう点を十分意見調整していつていただきたいと思っています。そして、企業参入があった場合、その地域にどのような影響があるのか、追跡調査を行いつていただきたいと考えております。

議長（大桃会長）

全くそのとおりでございます。

ただ、地域に受け手がいればいいですけど、法改正により企業参入がしやすくなりましたし、貸し借りは相対のことでございますので、要件を満たしておれば承認せざるを得ません。

しかしながら、農業委員会がある程度の方針を打ち出して、地域の農家の皆さん方にアピールしていくことも大切なことだと思いますし、そのために地域制を敷いていますので、地域の中でそのような話がありましたら、具体的に企業参入が決まる前に地区担当委員が中心となって、生産組織で受けられないか、あるいは集落営農の形の中でできないかというような検討をしていただければと思います。

また、そのような話し合いの中からより良い方向性を見出し、農業委員会として意見を共有し、発信していくことも大事でございますので、今後の農業委員活動中でいろいろ問題などがありましたら、お話を聞かせていただきたいと思えます。

お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

3番（村井善一郎委員）

議事に参与しております。

議長（大桃会長）

3番、村井委員は、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前10時12分 3番村井善一郎委員退席）

議長（大桃会長）

事務局、説明願います。

事務局（石崎事務局次長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、3ページに記載してありますように4件の申請で、合計1万188㎡となっております。

議案中の9番は、小滝地内の農地2筆、293㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約15万円でございます。

10番は、西中地内の農地1筆、115㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

11番は、大島地内の農地1筆、235㎡を譲り受け人が共有名義解消を図るため、世帯内後継者へ贈与するものであります。

12番は、小古瀬地内の農地2筆、9,545㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者へ10年間の使用貸借を設定するものであります。

なお、いずれも書類並びに現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数4件、面積にして1万188㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たし

ており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

3番、村井委員の着席をお願いします。

（午前10時16分 3番村井善一郎委員着席）

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（石崎事務局次長）

議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、4ページに記載してありますように1件、188㎡であります。

議案中の3番は、如法寺地内の土地2筆、188㎡について、売買により取得し、変更目的を分家住宅1棟に利用したいもので、土地の売買価格は1㎡当たり約1万8,200円でございます。場所につきましては、如法寺の団地内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、書類並びに現地確認し、立地基準、一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして188㎡です。書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。



議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（石崎事務局次長）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、5ページに記載してありますように1件の申請で、合計532㎡であります。

議案中の5番は、西中地内の農地2筆、532㎡を8世帯分の共同住宅1棟、14台の駐車場に利用したいものです。場所につきましては、県道長岡見附三条線沿いで、ローソン三条西中店の西側向かいで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、書類並びに現地確認し、立地基準並びに一般基準などの許可要件を満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして532㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(大桃会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(石崎事務局次長)

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、9ページに記載してありますように11件の申請で、合計6,906.22㎡となっております。

それでは、戻りまして、6ページの12番から順にご説明申し上げますが、12番は先ほどの事業計画変更承認申請後の第5条許可申請ですので、省略いたします。

7ページの議案中の13番は、直江町1丁目地内の農地1筆、95㎡を売買により取得し、宅地分譲地の拡張に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり5,500円でございます。場所につきましては、国道8号線、直江町1丁目交差点の東側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

14番は、福島新田地内の農地13筆、4,021.22㎡を売買により介護施設1棟、緑地、38台の駐車場を原野1,055.29㎡と一体的に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり4,600円でございます。場所につきましては、半ノ木集落西側の市道沿いで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

15番は、西裏館3丁目地内の農地1筆、979㎡を売買により取得し、5区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,400円でございます。場所につきましては、三条市消防本部より北側に入ったところで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

16番は、貝喰新田地内の農地2筆、455㎡を売買により取得し、農村公園、3台駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり1円でございます。場所につきましては、川通保育所の東側で、農地区分は第1種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

17番は、林町1丁目地内の農地1筆、132㎡を売買により取得し、住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万5,500円でございます。

場所につきましては、料亭三条会館の南側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

18番は、北入蔵1丁目地内の農地1筆、54㎡を売買により取得し、住宅用地拡張に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり5万1,700円でございます。場所につきましては、ミスターパチンコ三条店の東側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

19番は、塚野目6丁目地内の農地1筆、329㎡を使用貸借設定により取得し、住宅1棟に利用したいものです。場所につきましては、料亭魚もとの北側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

20番は、吉野屋地内の農地1筆、342㎡を使用貸借設定により取得し、住宅1棟に利用したいものです。場所につきましては、県道長岡見附三条線で、農地区分、第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、本件は平成9年12月17日付、農振除外された農地でございます。

21番は、直江町4丁目地内の農地1筆、196㎡を使用貸借設定により取得し、住宅1棟に利用したいものです。場所につきましては、国道8号線、アサヒ石油株式会社の西側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

22番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、115㎡を売買により取得し、住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6万5,200円でございます。場所につきましては、県立三条東高校の南側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして11件、面積にして6,906.22㎡で、14番及び15番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(大桃会長)

続きまして、議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(石崎事務局次長)

議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の願い出は、10ページに記載してありますように2件であります。

議案中の物件番号ナンバー1は、競売となる土地は猪子場新田の農地3筆、491㎡で、農振地域内の農用地区域外農地です。公売日は、6月11日から18日。売却基準価格は91万円です。競売参加願い出者は農業の方で、経営規模拡大を図るため願い出されるものです。場所につきましては、猪子場集落内の農地です。

物件番号ナンバー2は、競売となる土地は猪子場新田の農地1筆、509㎡で、農振地域内の農用地区域外農地です。公売日は、6月11日から18日。売却基準価格は37万円です。競売参加願い出者は農業の方で、経営規模拡大を図るため願い出されるものです。場所につきましては、猪子場集落と国道8号線の間農地です。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、証明要件をすべて満たしております。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長(31番長谷川清一委員)

議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』は、2件、1名の申請について書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は自席へお戻り願います。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（石崎事務局次長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

しばらくしてご発言がないようですので、報告事項を終わります。

ここで長年にわたり選任農業委員として活躍をいただきました18番、猪本委員におかれましては、本日の総会を最後に任期を終えられることになりました。

ここで、一言ごあいさつをお願い申し上げたいと思います。

18番（猪本一俊委員）

ご存じのとおり、私は共済推薦ということで3年間農業委員会にお世話になりましたが、まさに今日が任期の最後で、皆様方とは他のところでお会いすることもあるかと思います。今までもありがとうございます。

この5月21日に総代会がございまして、話が長くなるかと思いますが、少しお時間

をいただきまして、少しでも共済というものをご理解いただければと思いますのでご了解願います。

22年度の総予算は14億144万4,000円ということでございますが、その中で中越農済として使えるお金がどのくらいあるかといいますと、ラジヘリ防除の薬代とか大豆団地の補助金などがあるわけですが、私が共済に入った当初は5億円あったものが毎年毎年削るに削られ、今年度は1億4,000万円で総予算の1割程度しかありません。

また、先般お話ししたように、洋梨の褐色斑点病の薬代を補助したいといっても、我々共済の指導は県が行いますし連合会もでございますので、その許可を得なければ1円でも余計なお金は使えないというようなことになっております。

それから、皆様方が一番お知りになりたい役員定数の件でございますが、川口町と長岡市の合併に伴い、この4月の理事会で中越農済と魚沼農済で合併協議会を設立いたしました。そういった中で役員定数が若干変わることにあります。

3月の初めに国のほうから役員定数に関する指導要領が示されまして、組合員数、共済金額、資本金、負債の有無などから、役員数が23名と決まっております。今現在役員定数40名のところ31名と9名減っておりますが、23名ということになりますと川口町が入るかどうかによって当然違ってきますが、確実にまた削減しなければならないことになろうかと思えます。

そういった中でこの予算を組んだときに、果樹共済に係る掛金の1割を三条市から補助していただくことになりましたので、ご報告させていただきます。

そして南蒲原に目を向けますと、果樹共済部門が本所へそっくり移転しまして、果樹に関して被害があった場合、全部長岡から来るということになります。余談でございますが、移転に伴いまして一番良い車を2台持っていかれまして、それを我々が知ったのは決まった後で発表されてからのことでした。

また、私の後任についてですが、名前を言って良いのかどうかわかりませんが、栄地区・新堀の高山博さんという私よりも三つ四つ年上の方に既に決まっておりますので、あわせてご報告させていただきます。

最後になりますが、農業委員各位と職員の皆さんのこれからますますのご活躍を願ひまして、短い間ではございましたが、ご一緒させていただきどうもありがとうございました。

議長（大桃会長）

猪本委員さん、本当に大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

退任されても今後ともお体に留意されまして、三条市の農業の一員として、また市民としてこの農業委員会にご指導、ご鞭撻をいただければありがたいと思いますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。本当に大変ご苦労さまでございました。

続いて、来月の調査部会案内をお願いいたします。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

来月、6月の調査部会のご案内をいたします。第3調査部会は、6月25日9時より厚生福社会館第2集会室において行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（大桃会長）

なお、来月の総会は6月30日水曜日9時半を予定しております。

なお、終了後、午後1時から正副部会長視察研修で南魚沼市のシイタケ関連施設を視察に行く予定になっておりますので、正副部会長さん、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（15番）

---

議事録署名委員（21番）

---